

鹿追型ゼロカーボンシティ実現プロジェクト
住宅太陽光発電システム用蓄電池導入促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、FIT 認定を受けていない既設住宅用太陽光発電システムに接続する為の蓄電池を導入する町民に対し、鹿追型ゼロカーボンシティ実現プロジェクト住宅太陽光発電システム用蓄電池導入促進補助金（以下、「補助金」という。）を交付することにより、発電された電気の自家消費率向上等による家庭部門からの二酸化炭素排出量削減、レジリエンスの強化を図ることで、鹿追型ゼロカーボンシティを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 既設住宅用太陽光発電システム 既に設置してある住宅用太陽光発電システムをいう。
- 二 蓄電池 既設住宅用太陽光発電システムに常時接続し、発電された電気を充放電できる定置用蓄電池をいう。
- 三 FIT 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度のことをいう。（FIP制度も含む。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 鹿追町の住民票に記載されている者であること。
- 二 町税を滞納していないこと。
- 三 同一年度内において、本人又は本人と同一世帯で生活する者が補助金の交付決定を受けていないこと。
- 四 補助金の交付申請時点において、FIT 認定を受けていない住宅用太陽光発電システムを有していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、蓄電池機器本体のほか、既設住宅用太陽光発電システムに接続するために必要な経費（工事費含む）とし、値引きがある場合は値引き後の価格とする。また、インターネットオークション、フリマアプリ、個人売買での導入は補助対象外とする。

(蓄電池機器の要件)

第5条 蓄電池の機器要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 常時、太陽光発電と接続するものであること。
- 二 4,800Ah・セル未満であること。
- 三 公称容量が2.0kwh以上であること。
- 四 未使用品であること。

尚、北海道の住まいのゼロカーボン化推進事業の財源を充当する場合はリチウムイオン蓄電池に限る。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、第4条の規定による補助対象経費に1/5を乗じて得た額とし、20万円を上限に予算の範囲内で商品券（1,000円綴り）を交付する。なお、算出した額に千円未満の端数が生じた場

合は、これを切り捨てる。

(申請受付期間等)

第7条 申請は公募により募集することとし、交付申請の受付期間(以下、「申請受付期間」という。)は、令和7年2月10日までとする。ただし、申請受付期間であっても、補助金交付予定額が予算の範囲を超えた場合は、その日をもって申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。

- 一 蓄電池導入に係わる見積書・内訳明細書の写し。
- 二 蓄電池のメーカーや容量などの仕様が確認できるもの(カタログなど)。
- 三 既設住宅用太陽光発電システムの写真。
- 四 蓄電池設置予定場所の写真。
- 五 FITの認定を受けていないことを証明する書類(再生可能エネルギー固定価格買取制度の買取期間満了のお知らせなど)。
- 六 町税等納付状況調書(別紙1)。
- 七 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、令和7年2月25日までにこれを町長に提出しなければならない。

- 一 蓄電池導入に係る領収書・内訳明細書・保証書等の写し。
 - 二 蓄電池のメーカーや容量などの仕様が確認できるもの(カタログなど)。
 - 三 蓄電池設置完了後の状態を撮影した写真。
 - 四 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類。
- 2 補助金により設置した蓄電池は、法定耐用年数を経過することになるまで、補助金の交付目的に反して使用、売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(補助金の額の確定及び交付)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、報告書の内容の審査を速やかに行うものとする。

- 2 町長は、前項の審査の結果、蓄電池が適正に設置されていると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金額確定通知書(第5号様式)により補助対象者に通知するものとする。
- 3 町長は、第2項による通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第 12 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 虚偽の申込みその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- 二 補助金を対象蓄電池の設置以外の用途に使用したとき。
- 三 対象蓄電池を補助金交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け、又は担保に供したとき。

2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、補助金交付決定取り消し通知書（第 6 号様式）により交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第 13 条 町長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金を町長に返還しなければならない。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を町長に返還しなければならない。

（状況調査）

第 14 条 町長は、必要に応じて補助金の交付対象となった蓄電池の設置状況の調査を行うことができる。

（補助金の交付を受けた者の責務）

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、鹿追型ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギー活動に努め、二酸化炭素排出削減に寄与する生活を実践しなければならない。

（協力の要請）

第 16 条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、鹿追型ゼロカーボンシティ実現に関する調査への協力を求めることができる。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 3 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。